

平成 30 年 5 月 1 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

「平成 30 年度台湾プロモーション事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。台湾から北海道への来道者数は 529 千人（平成 28 年度）と来道する外国人旅行社数の 23%のシェアを占める非常に重要な市場です。

公益社団法人北海道観光振興機構では、今後も台湾から北海道への観光客の誘客拡大させるため、ニーズに応じた戦略的な宣伝誘致活動の実施により北海道の観光の魅力を発信し、増加する F I T の取り込み強化と旅行商品の造成や販売促進を図る必要があると考えています。

つきましては、標記に係る企画提案を次のとおり募集しますのでお知らせします。

敬 具

記

1.委託事業名

平成 30 年度台湾プロモーション事業

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 15 日（金）

3.業務委託内容

台湾市場における下記事業の企画提案・実施

- (1) 現地 OTA 等旅行会社との共同プロモーションおよび販売支援
- (2) メディア招聘の実施
- (3) デジタルメディアプロモーション
- (4) 日本観光文化展「Touch The Japan」への出展
- (5) 「ランタンフェスティバル」への出展
- (6) GoodDay 北海道（繁体字版）プロモーション
- (7) 事業実施内容の効果測定、報告物の作成
- (8) 上記以外で更なる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他

4.事業説明会の実施

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。

5.スケジュール（予定）

業務スケジュール：

- 5 月 1 日（火）：公示・観光機構 HP に掲載
  - 5 月 10 日（木）：企画提案参加表明締切
  - 5 月 31 日（木）：企画提案書の提出期限
  - 6 月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始
- ※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
誘客促進事業部 海外プロモーション G  
担当：櫻田  
TEL: 011-231-6736  
e-mail : k\_sakurada@visithkd.or.jp

## 「平成 30 年度 台湾プロモーション事業」に係る

### 企画提案応募要領及び企画提案指示書

#### 1. 目的

台湾から北海道への観光客の誘客拡大のため、台湾の訪日旅行者が多く利用する現地のサービス等を活用した宣伝誘致活動の実施により北海道の観光の魅力を発信し、増加するFITの取り込み強化と旅行商品の造成や販売促進を図る。

#### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

#### 3. 企画提案応募条件等

単体企業または複数企業などによる連合体（以下「コンソーシアム」という）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれかに該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次の者であること。ただし、コンソーシアムの場合は構成員のうち1社以上が道内に本・支店を有する場合は可とする。コンソーシアムの場合、別紙協定書を提出すること。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

#### 5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日

※報告書作成期間を含む

業務スケジュール：

- 5 月 1 日（火）：公示・観光機構 HP に掲載
- 5 月 10 日（木）：企画提案参加表明締切
- 5 月 31 日（木）：企画提案書の提出期限
- 6 月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始

#### 6. 業務委託内容（企画提案事項）

- (1) 現地 OTA との FIT 向け共同プロモーションおよび販売支援・旅行商品造成
  - ・現地 OTA と連携した共同プロモーションおよび販売支援により、北海道の魅力を発信し FIT 誘客促進および FIT 向け旅行商品の販売促進・旅行商品造成を実施する。

- ・連携する現地 OTA やプロモーション内容、旅行商品造成について提案すること。
  - ・連携する現地 OTA が販売する旅行商品を把握し、対象国に売り込むべき新たな F I T 向け旅行商品を造成すること。
  - ・原則、共同プロモーションを行う相手先は現地 OTA とするが、上記目的を達成するために OTA 以外の効果的な相手先を提案したい場合は観光機構と事前に相談のこと。
  - ・上記取り組みに係る企画立案、OTA との調整、プロモーションや旅行商品造成に必要な受入側地域との調整
  - ・報告書作成：記事掲載までのフォロー、掲載記事や成果等データの入手ほか、成果・課題・提言
- (2) メディア招聘の実施（年 2 回、夏・冬）
- ・影響力のあるブロガーや上記（1）の OTA などに台湾人旅行者の視点から北海道の魅力を記事掲載で紹介してもらう。
  - ・上記（1）と連動したプロモーションとなるように行程にその地域や商品を設定すること。
  - ・手配事項：車・交通機関、宿泊・食事、通訳者、添乗員、観光協会職員または専門ガイドほか
  - ・招聘の際には、地域との意見交換会を実施すること。
  - ・報告書作成：取材風景写真ほか、取材記事掲載までのフォロー、掲載記事の入手、広告換算、事業効果検証
- (3) デジタルメディアプロモーション
- ・台湾の訪日旅行者が旅行地を検討する際に利用する旅行サイトやデジタルメディア、SNSなどを活用したプロモーションを実施する。
  - ・発信する情報の内容や活用するメディアについて提案すること。
  - ・取材のための F A M トリップが必要な場合は上記（2）とは別に実施すること。
  - ・報告書作成：取材記事掲載までのフォロー、掲載記事の入手、広告換算、事業効果検証
- (4) 日本観光文化展「Touch The Japan」への出展
- ・平成 30 年 8 月 24 日～27 日に台北で開催される「Touch The Japan」に出展する。
  - ・道央のみならず道東・道北など全道域への誘客促進を図るため、最新のモデルルートや参加型地域イベントなど地域観光の情報に加え、レンタカーなど 2 次交通の情報提供を検討すること。
  - ・メインステージとスクリーンを使用し毎日 20 分ステージプロモーションを実施する。演出内容を提案すること。
  - ・手配事項：ブースの運営（レイアウト作成・装飾・備品の手配）、アンケート作成・集約（300 サンプル、準備・回収含む）、資料集約（市町村などで制作しているパンフレット・マップ）、委託者のアテンド及び通訳派遣、資料送付、メディア・エージェントへのセールスコールに係る手配・運営（アポイント取り、当日アテンド、通訳派遣、記念品手配）、報告書作成（来場者数などの確認、会場風景写真、アンケート分析、イベント参加の評価）
  - ・4 ブース出展（出展料 1 ブース 32 万円税別、申込済）
  - ・8 月 23 日に開催される当イベントの商談会にも参加する。1 ブース（出展料 5 万円税別、申込済）、通訳 1 名のみ手配必要。
  - ・地域からの参加希望がある場合は、共同でプロモーションを行う。
- (5) ランタンフェスティバルへの出展
- ・平成 31 年 3 月に台湾屏東県で開催される「ランタンフェスティバル」に出展する。
  - ・ブース数： 1 ブース（屋外テント）※出展料不要
  - ・手配事項：ブースの運営（装飾不要）、資料集約（市町村などで制作しているパンフレット・マップ）、委託者のアテンド及び通訳派遣、資料送付、メディア・エージェントへのセールスコールに係る手配・運営（アポイント取り、当日アテンド、通訳派遣、記念品手配）、報告書作成（来場者数などの確認、会場風景写真、）
  - ・ブースの運営は開会から 5 日間を予定。対応人員はアルバイト 1 名で可。
  - ・地域との共同プロモーションは行わない予定。

## (6) GoodDay 北海道（繁体字版）プロモーション

- ・観光機構が運営するWEBページ GoodDay 北海道（繁体字版）に掲載する記事原稿の日本語→繁体字へのテキスト翻訳。（掲載する記事は観光機構が日本語版で掲載するものから指定する）
- ・過去実績から1記事2,400字程度、掲載回数12回を想定している。
- ・翻訳費用に加えて、WEBページ管理業者宛作業料として1記事掲載あたり2万円（税別）を見積もりに含めること。

## (7) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・取り組み内容に応じた成果：広告費用換算、メディア露出、企画旅行の催行状況やOTAの旅行商品取扱い状況など
- ・受託業務内容：イベント出展（来場者数・日程ほか）、企業訪問（ヒアリング内容など）、招聘（メディア概要、取材日程など）、OTAプロモーション（メディア概要）
- ・成果、課題、提言
- ・地域や関係企業、航空会社、現地エージェン特等とのタイアップによる効果を把握すること。

## (8) 上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

## 7. 予算上限額

11,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成30年5月10日（木） 午後5時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構誘客推進事業部 海外プロモーショングループ

（担当：櫻田）

FAX 011-232-5064

E-mail：[k\\_sakurada@visithkd.or.jp](mailto:k_sakurada@visithkd.or.jp)

(3) 表明方法：文書でFAXまたはメールで行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

## 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

### (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

### (2) これまでの事業実績

会社等の業務内容のほか、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績についても、記載すること。

### (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

（委託業務開始は5月を予定。）

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。  
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部  
(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ  
(担当：櫻田)  
電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成30年5月31日(木) 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。  
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
台湾からの誘客拡大に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
台湾での一般消費者向けPR、旅行エージェントへの情報提供、協力関係構築、北海道旅行商品造成・販売支援及び北海道の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を

行うこと。

- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度台湾プロモーション事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度台湾プロモーション事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

_____
_____
_____
_____
_____

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

### (取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名 称)  
(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
  
(名 称)  
(代表者)

Ⓜ